

調査研究助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人えひめ女性財団（以下、「この法人」という。）が男女共同参画に関する諸問題等についての調査研究に対し助成を行い、もって男女共同参画社会づくりの推進に寄与することを目的とする調査研究助成金（以下、「助成金」という。）について定める。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、女性問題等についての調査研究を行おうとする愛媛県内の個人、団体、研究機関とする。

(対象研究)

第3条 助成金の交付対象となる調査研究は、県下各地の地域課題や生活課題等、女性に関する諸問題等の先駆的、開拓的な調査研究とし、他の団体等からの助成金等の交付を受けている調査研究も助成の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる調査研究はその対象としない。

- (1) 営利を目的とする調査研究、又は製品開発等で営利につながる可能性の大きい調査研究
- (2) 研究集会の開催、出張、機械・備品の購入をその主目的とする調査研究
- (3) すでに完了している調査研究
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体等が行う調査研究

(対象期間)

第4条 前条に規定する対象研究は、当該年度内に完了するものとする。

(対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、前条に規定する調査研究に要する諸謝金、旅費交通費、消耗品費、郵送料等の通信運搬費、その他必要と認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費はその対象としない。

- (1) 調査研究者の人件費（ただし、資料整理、実態調査、集計作業等の調査研究補助作業者に対する謝金を除く。）
- (2) 組織や団体の管理運営に係る経費
- (3) 研究成果の発表を目的として行う出版物の刊行（ただし、研究結果報告書は除く。）、シンポジウム等の開催、学会等への参加に要する経費
- (4) 机、いす、キャビネット等の備品やパソコン、プリンター等電子機器等の購入経費

(助成額)

第6条 助成金の額は、前条に規定する経費の10分の10以内とし、一件につき金700,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を理事長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 理事長は、前条により申請されたものの中から、調査研究助成審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、助成金を交付する調査研究（以下「助成研究」という。）及び助成額を決定する。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、当該申請者に対し、交付決定通知書（様式第2号）による通知を行う。

(助成金の交付)

第9条 交付決定通知書を受けた者（以下「研究者」という。）が、助成金の交付を受ける場合には、理事長に対し、助成金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書を受理した場合は、助成金を交付する。

(計画変更の承認)

第10条 研究者は、助成金受領後やむを得ない理由により助成研究の実施を取りやめ、又は縮小しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し承認を受けなければならない。この場合、研究者は、助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

2 前項に規定する返還の額は、委員会の審査を経て理事長が決定する。

(実績報告)

第11条 研究者は、助成研究完了後、実績報告書（様式第5号）に調査研究の報告書（冊子等3部）及びそのデータ（CD-ROM）を添えて、当年度末日までに提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第12条 研究者は、助成研究の経理について、他の経理と明確に区分して帳簿及びすべての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにするとともに、これらの書類を助成研究が完了した年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の活用等)

第13条 理事長は、報告された調査研究の成果を愛媛県、市町及び関係団体等に公表し、男女共同参画社会づくりの推進に活用する。

2 研究者は、その調査研究の成果を公表しようとするときは、この法人の助成によるものであることを明記しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。